

改正後	現行
<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1～Ⅱ-3 (略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-4-1-1 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不祥事件届出書の受理</p> <p>① (略)</p> <p>② 主な着眼点</p> <p>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</p> <p>なお、組合から第一報がなく、不祥事件届出書の提出があった場合には、上記(1)の点も併せて確認することとする。</p> <p>ア 組合に関する不祥事件届出書の場合</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 共済推進の目標設定及び管理態勢は適正か。</p> <p><u>(注) 推進目標の設定は個々の組合の判断に委ねられるものであるが、検証に当たっては、例えば、組合の推進目標は、組合員の保障充足度、組合の推進態勢等の根拠を十分に踏まえて設定されたものとなっているか、職員に対する推進目標は、当該職員の経験年数や実績等を踏まえて設定されているかについて留意する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><b>Ⅱ-4-1-2 不必要な共済契約に対する監督上の対応</b></p> <p>(1) 行政庁への報告</p> <p>① <u>組合の職員が自ら締結した共済契約(当該職員と生計を一にする親族が締結した共済契約を含む。)であって、締結時の当該職員の経済的状況等に照らして保障内容が過大又は保障が不要なもの(以下「不必要な共済契約」という。)が、当該職員又は他の職員に課された推進目標の達成を図ることを目的として締結された場合、行政庁への報告を求める。なお、</u></p>	<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-1～Ⅱ-3 (略)</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-4-1-1 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 不祥事件届出書の受理</p> <p>① (略)</p> <p>② 主な着眼点</p> <p>不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。</p> <p>なお、組合から第一報がなく、不祥事件届出書の提出があった場合には、上記(1)の点も併せて確認することとする。</p> <p>ア 組合に関する不祥事件届出書の場合</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

行政庁は、組合が当該報告を行う根拠として、あらかじめ農協法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出するものとする。

② 上記①の報告は、組合が不必要な共済契約の締結を知った日から、原則としておおむね1月以内に行うものとする。

#### (2) 監督上の措置

① 不必要な共済契約に係る報告があった場合には、事実関係（当該職員及び関係者の供述、不必要な共済契約を裏付ける資料の有無）、発生原因等について当該組合に対して情報の提供を求め、又はヒアリングを実施することとする。

② 上記①の情報の提供又はヒアリングの結果、不必要な共済契約の締結が以下のアからウまでのいずれかに該当するなど、組織的な要因により発生していた場合には、規則第231条第5項第6号に規定する不祥事件に該当するものと判断し、当該組合から不祥事件として届出を受け、II-4-1-1に準じて取り扱う。

ア 職員に対して、上席者（役員を含む。）から不必要な共済契約を促す言動など過度なプレッシャーが与えられていた場合

イ 共済推進に係る知識・経験が乏しい者に対し、十分な教育・訓練を行わないまま共済推進を強制した場合

ウ 不必要な共済契約の締結を当該職員の意向が反映されたものであるように偽装した場合又は意向の表明を強制していた場合

(注) これらの場合における不祥事件届出書に記載する当事者は、不必要な共済契約を締結した職員ではなく、組織的な要因に関与した役職員とする。

#### II-4-2 共済推進管理態勢

##### II-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立

(1) ~ (3) (略)

(4) 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。さらに、社会保障において公的部門を補完する共済事業の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

##### II-4-2-2 共済推進上の留意点

(1) (略)

(2) 農協法第11条の21関係（意向の把握・確認義務）

#### II-4-2 共済推進管理態勢

##### II-4-2-1 適正な共済推進管理態勢の確立

(1) ~ (3) (略)

(4) 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について、組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた共済契約者の利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。

##### II-4-2-2 共済推進上の留意点

(1) (略)

(2) 農協法第11条の21関係（意向の把握・確認義務）

組合又は共済代理店は、農協法第 11 条の 21 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、それを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で共済契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア～エ (略)

②～④ (略)

(3)～(10) (略)

(11) その他

①・② (略)

③ その他

ア・イ (略)

ウ 共済推進を行う役職員には、次の業務を行わせないなど、信用事業を悪用した共済事業の不祥事件を未然に防止するための措置が講じられているか。

(ア) 貯金口座の開設(ただし、複数人の確認を得ないと口座開設をすることができないなど、不正な口座開設を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)

(イ) 共済契約者等の貯金通帳及び印鑑等の預かり(ただし、全ての系統金融機関のATMにおいて、貯金通帳のみでは出金できない措置を講じていること及び窓口業務を行う職員等が共済契約者等に対して出金の確認を行うことなど、不正な出金を防止するための具体的な措置を講じている場合を除く。)

エ・オ (略)

Ⅱ-4-2-3～Ⅱ-4-2-5 (略)

Ⅱ-4-3～Ⅱ-4-13 (略)

Ⅱ-5 (略)

別紙様式 25 (法第 97 条第 12 号、規則第 231 条第 1 項第 4 号関係)

組合又は共済代理店は、農協法第 11 条の 21 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で共済契約を締結することを確保するために、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア～エ (略)

②～④ (略)

(3)～(10) (略)

(11) その他

①・② (略)

③ その他

ア・イ (略)

(新設)

ウ・エ (略)

Ⅱ-4-2-3～Ⅱ-4-2-5 (略)

Ⅱ-4-3～Ⅱ-4-13 (略)

Ⅱ-5 (略)

別紙様式 25 (法第 97 条第 12 号、規則第 231 条第 1 項第 4 号関係)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
共済連名  
代表理事 氏名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

1・2 (略)

(注) 農協(規則第231条第1項第2号)にあつては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式39(規則第232条関係)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
共済連名  
代表理事 氏名

〇〇年度決算速報

〇〇年度決算速報について、農業協同組合法施行規則第232条第3項の

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
共済連名  
代表理事 氏名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

添付書類

1・2 (略)

(注) 農協(施行規則第231条第1項第2号)にあつては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式39(規則第232条関係)

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所  
共済連名  
代表理事 氏名

〇〇年度決算速報

〇〇年度決算速報について、農業協同組合法施行規則第232条第4項の

規定に基づき、提出します。	規定に基づき、提出します。
添付書類 (略)	添付書類 (略)

附 則 (令和5年1月27日付け4経営第2524号経営局長通知)

(施行日)

第1条 本通知は、令和5年2月27日(次条において「施行日」という。)から施行する。ただし、Ⅱ-4-2-2(11)の改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通知による改正後のⅡ-4-1-2の規定については、施行日以後に締結された共済契約について適用する。